

令和7年度川崎市医療機関物価高騰対策支援金 Q&A

No.	質問	回答
交付対象等について		
1	近々、開業する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。	なりません。令和7年4月1日以前に健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険医療機関の指定を受けている事業所が対象になります。
2	近々、休業（廃業）する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。	令和7年4月1日から令和7年9月30日までの期間において、事業の休止又は廃止を行っていない事業所であれば、交付対象になります。
3	一時期休業していましたが、現在は営業しています。このような場合、支援金の交付対象になりますか。	なりません。令和7年4月1日から令和7年9月30日までの期間において、運営を継続している医療機関が交付対象になります。
4	近々、移転する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。	令和7年4月1日から令和7年9月30日までの期間において、川崎市内で事業を行っていた場合は、交付対象になります。
5	事業所は川崎市内にあるのですが、本部（本社）は川崎市外にあります。このような場合、支援金の交付対象になりますか。	交付対象になります。
6	支援金対象期間中に病床数が減少しました。このような場合、申請する病床数は何床とすればよいですか。	申請対象となる病床数は、令和7年9月30日時点における医療法第27条に基づく使用許可病床数とします。ただし、令和7年4月1日から9月30日の間において、一度も稼働していない病床は除きます。
7	現在、患者の受け入れを行っていません。このような場合、病床数はいくつにすればよいですか。	〃
8	稼働はしているが、食事を提供していない病床が一部あります。このような場合、対象になりますか。	対象になります。
9	食事提供業務を外部事業者へ委託していますが、業務委託費を支払っています。このような場合、支援金の交付対象になりますか。	対象になります。

申請について		
10	複数の医療法人を統括するホールディングスがまとめて支援金の交付を申請することはできますか。	お手数ですが、申請は事業所ごとに行ってください。
11	同一法人で複数の事業所があるが、どのように申請したらよいか。	〃
12	支援金の交付申請は、電子メールによる申請はできないのですか。	申し訳ございません。郵送又は持参による申請をお願いいたします。
13	交付申請書及び口座振替払請求書への押印は必要ですか。	交付申請者が本市に債権者登録されている方と同一の場合は不要です。詳細については、交付申請書又は口座振替払請求書の記載例をご覧ください。
14	支援金の交付申請者と請求者・受取人が異なる場合、どうしたらよいですか。	交付申請書、口座振替払請求書に加えて委任状の提出が必要となります。申請書や口座振替払請求書の記入方法が通常と異なりますので、地域医療課までお問合せください。
15	支援金の交付を申請したのですが、支援金はいつ頃口座に振り込まれますか。	令和7年度内を予定しております。順次交付（振込）する予定ですので、しばらくお待ちください。
16	支援金が振り込まれるときに、川崎市から連絡はもらえますか。	連絡いたしません。通帳記帳等によりご確認ください。
その他		
17	支援金を受け取った後に、消費税の仕入控除税額の返還を行う必要はありますか。	必要ありません。
18	この支援金と併せて、国や県が実施する同目的の支援金を受け取ることはできますか。	本支援金については、国や県が実施する同目的の支援金を重複して受け取ることは可能です。ただし、国や県の支援金によっては、重複して受け取ることを認めない場合も考えられますので、詳細は支援金を交付する国や県にご確認ください。
19	登録されている債権者情報を変更する場合、手続きはどのようにしたらよいですか。	次の市ホームページから変更の手続きを行ってください。 https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-19-0-0-0-0-0-0-0-0.html なお、変更手続には一定の時間を要するため、本交付申請については、白紙の口座振替払請求書を使用し、記入・押印をお願いいたします。
20	支援金の使途制限はありますか。	申請した事業所の運営に充ててください。
21	この支援金は課税対象ですか。	お手数ですが、所管の税務署に御確認ください。